

飯南町新エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱 (要旨)

◆趣旨

住民が地球温暖化防止対策に有効なシステムを設置することにより、飯南町における温室効果ガス排出の削減を図ることを目的として、新エネルギー設備を導入する者に対して費用の一部を補助するもの。

◆補助対象事業

- (1)住宅用太陽光発電設備を設置する場合
- (2)木質バイオマス熱利用設備(薪ストーブ、薪ボイラー又は木質チップボイラー)を新規設置する場合
- (3)太陽熱利用設備(ソーラーシステム)を設置する場合
- (4)蓄電池設備を設置する場合

◆補助対象経費及び補助金額

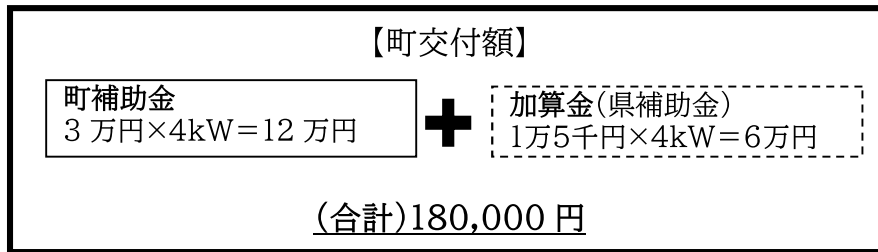
区分	対象経費	補助金額	
		【町補助金】	【加算金】 (県補助金)
住宅用 太陽光 発電設備	設置費用	30,000円/kW以内 (上限・4kW 120,000円)	15,000円/kW以内 (上限・4kW 60,000円)
木質バイオ マス熱利用 設備	設置費用	1/3以内 (上限・150,000円)	町補助金と同額 (上限・150,000円)
太陽熱 利用設備	設置費用	なし	設置費用の1/3 (上限・200,000円)
蓄電池設備	設置費用	なし	50,000円 (上限・設置費用)

※県補助金は、加算金として町から一括交付します。

(補助金のイメージ図)

例)〇〇さんが太陽光発電(住宅用)を申請された場合

工事費:2,000,000円 }
システム容量:4kW } の場合



◆対象者

対象者は、町内に居住あるいは営業を営む目的で自らが所有し、若しくは所有する予定の住宅(店舗、事務所等との兼用住宅を含む)において、未使用の新エネルギー設備を設置する者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1)これまでに新エネルギー設備導入促進事業補助金の交付を受けていない者
- (2)令和7年3月末までに設置工事が完了し同日までに稼働できる者
- (3)町税を滞納していない者
- (4)町内に事務所もしくは事業所を有する法人又は個人事業者の施工する者

◆交付申請など

補助の条件や各種手続きについて説明をする必要があります。申請を希望される方は、契約までに住民課(電話:76-2213)までお問い合わせください。

※業者の紹介はできません。

◆交付申請の〆切 令和6年11月29日(金)

◆その他 予算がなくなり次第、事業を終了します。